最終更新日：2016年7月22日
株式会社ニフコ
代表取締役会長兼社長　山本　利行
問合せ先：03-5476-4851
証券コード：7988
http://www.nifco.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や投資家の皆様、ユーザー、協力会社、従業員、地域社会等のすべてのステークホルダーにとって有益な存在でありたいと考えております。そのためには、企業として、コンプライアンスを徹底するとともに適切なリスクマネジメントを実践することによって、激変する社会経済環境に柔軟かつ適正に対応していくことが必要であり、こうした考え方を徹底し実践していくことがまさにコーポレート・ガバナンスであると考えます。

当社は、上記の基本的な考え方に基づいてコーポレート・ガバナンスの充実を経営の優先課題と位置付け、グループ経営の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-11-3】

当社は、今般の株主総会により選任された新任の取締役を含む新たな取締役会の構成を前提に、取締役会全体の実効性評価に関してその具体的な評価項目の確定に向けた作業を現在進めております。その評価項目に基づく評価結果につきましては、来年の株主総会後に報告する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化等のため、または、新規分野開発および企業連携を深め企業価値向上につなげるために、政策的に株式を保有しております。ただし、前記方針に基づいて、当該株式の保有によるリターンとリスクを勘案して政策的保有を見直します。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、1）取引関係を毀損するような議案、2）当社または相手先企業の企業価値向上につながらない議案については、反対または議決権行使を控えることがあります。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等との以下の取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会で承認を行い、実施結果については取締役会に報告を行うこととしております。

1. 取締役と会社間の利益相反取引
2. 取締役の競業取引
3. 関連当事者と会社間の通例的でない取引

【原則3-1】

（i）当社の経営理念等、経営戦略、経営計画は、当社ホームページに掲載の「第64期有価証券報告書」p25をご参照ください。
http://www.nifco.co.jp/ir/pdf/64yuuhou2016.pdf

（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ホームページに掲載の「第64期有価証券報告書」p43をご参照ください。コーポレートガバナンスに関する各基本方針は、コードに沿って策定いたします。
http://www.nifco.co.jp/ir/pdf/64yuuhou2016.pdf

（iii）当社は、従来は固定報酬のみであったところ、企業価値の向上に向けたインセンティブ報酬として、2016年６月の定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。

（iv）当社の取締役会は、経営戦略等の妥当性、実現に当たってのリスク等を客観的、多面的に審議し、執行状況を適切に監督または監査するために、より多様な経験、知識、専門性、見識等を有する社内外の者が様々な観点から意見を出し合い精査することが重要であると考えております。当社は、この実現を図るために、適切な取締役および監査役を指名いたします。

経営陣幹部については、経営戦略等の立案に必要な事業環境や経営状況の理解および取締役会が定めた経営戦略等を、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に執行できる能力と経験（特に、グローバルな業務の経験）を重視して選任いたします。

（v）上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、当社ホームページに掲載の「第64回定時株主総会招集ご通知」p46～47をご参照ください。
http://www.nifco.co.jp/spdf/251.pdf

【補充原則4-1-1】

当社は、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項に加え、経営戦略や経営計画策定等、その重要性および性質等に鑑み、取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について、取締役会において審議・決議しております。

そのうえで、取締役会において決議された経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づく個々の具体的業務執行に関する決定については、当社の経営陣に委任しております。
なお、経営陣は、個々の業務執行に専念する担当責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

【原則4-8】
当社は、当社の基準（当社ホームページに掲載の「第64期有価証券報告書」p45をご参照ください。）を満たす独立社外取締役2名を選定することとし、実際に選定しております。
http://www.nifco.co.jp/ir/pdf/64yuuhou2016.pdf

【原則4-9】
社外取締役の独立性判断基準については、当社ホームページに掲載の「第64期有価証券報告書」p45をご参照ください。また、当社の取締役会は、候補者の経歴、人柄等から、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。
http://www.nifco.co.jp/ir/pdf/64yuuhou2016.pdf

【補充原則4-11-1】
当社は、社内固有の発想・考え方とは異なる観点・視点も経営に反映・活用させるために、取締役会の構成メンバーのうち少なくとも2名は社外取締役としております。また、当社グループのグローバル化に伴い、社内取締役は、グローバルな業務経験を有することを重視しております。代表取締役より取締役会にて候補者を推薦し、取締役会が決議の上、株主総会の承認を得ることにしております。

【補充原則4-11-2】
当社は、当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社を含め4社を上限とします。取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、当社ホームページに掲載の「第64回定時株主総会招集ご通知」p12をご参照ください。
http://www.nifco.co.jp/spdf/251.pdf

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役および監査役に対するトレーニングとして、特に社外役員に対し、当社の工場等主要拠点の視察等を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役および監査役の業務にあたって必要な基本知識を学ぶため、また、当社グループのグローバル経営に必要な知見を得るにあたり、必要に応じて外部教育訓練等の費用を負担することで、取締役および監査役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行っております。

【原則5-1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主との対話を継続的に実施しております。決算説明会、国内外の機関投資家との面談、株主総会後に役員と株主の懇談の場を設けるなど、株主と接する機会を定期的に設けております。なお、当社は、これらの機会にインサイダー情報の漏洩につながらないよう留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
オガサワラ　ホールディングス　カンパニー　リミテッド	5,943,665	11.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,102,300	7.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,418,000	6.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,930,700	5.45
株式会社ニフコ	2,870,932	5.34
公益財団法人小笠原科学技術振興財団	2,200,000	4.09
日本生命保険相互会社	1,457,695	2.71
ノーザン トラスト カンパニー（ エイブイエフシー） リ モンドリアン インターナショナル スモール キャップ エクイティ ファンド，エル．ピー．	1,375,200	2.55
第一生命保険株式会社	1,032,700	1.92
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	909,850	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．上記「大株主の状況」は、平成28年３月31日現在の状況を記載しております。

2．平成28年３月31日までを異動日とする大量保有に係る変更報告書等が次のとおり提出されておりますが、当社として平成28年３月31日時点における所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

(1)提出者:モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド
所有株式数:4,428,900株
株式所有割合:8.24%
異動日:平成27年３月31日
提出日:平成27年４月３日

(2)提出者:ボーツ・インベストメンツ(ジャージー)リミテッド
所有株式数:3,623,188株
株式所有割合:6.31%
異動日:平成27年４月30日
提出日:平成27年５月11日

(3)提出者:フィデリティ投信株式会社
有株式数:2,704,700株
株式所有割合:5.03%
異動日:平成27年９月30日
提出日:平成27年10月７日

(4)提出者:三井住友信託銀行株式会社他2社
所有株式数:3,743,100株
株式所有割合:6.96%
異動日:平成27年10月30日
提出日:平成27年11月６日

(5)提出者:タイヨウ・ファンド・マネッジメント・カンパニー・エルエルシー他４社
所有株式数:1,869,800株
株式所有割合:3.48%
異動日:平成28年２月１日
提出日:平成28年２月８日

(6)提出者:インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
所有株式数:2,877,200株
株式所有割合:5.35%
異動日:平成26年４月15日
提出日:平成28年２月18日

３. なお、平成28年４月１日以降を異動日とする大量保有に係る変更報告書等が次のとおり提出されております。

(1)提出者:モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド
所有株式数:3,881,900株
株式所有割合:7.22%
異動日:平成28年６月28日
提出日:平成28年７月４日

３. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

４. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
行天 豊雄	他の会社の出身者					△						
立川敬二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
行天 豊雄	○	同氏は、当社のメインバンクである三菱東京UFJ銀行の前身銀行のひとつである東京銀行の取締役会長を歴任しております。	〈選任理由〉 一般株主の利益を意識した見解を示してもらうとともに、同氏が大蔵省財務官をはじめとする豊富なキャリアを通じて培われた国内外の経済問題、金融・財政などの分野における幅広い知識・経験等を有していることから、激変する経済環境に当社が柔軟かつ適正に対応していく方策について適切な見解を得るためです。 〈独立役員に指定した理由〉 同氏は現在三菱東京UFJ銀行の特別顧問の職にありますが、少なくとも平成8年4月以降、当社との銀行取引に関与・執行するような立場にはなく、主として国際通貨問題の研究・調査を行っております。したがいまして、同氏におい

			ては、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、また取締役会においては常に一般株主の利益を意識した観点から質問し意見を述べております。以上の理由により、同氏を独立役員に指定しております。
立川敬二	○	同氏は、かつて株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役社長でありました。	〈選任理由〉同氏には、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモにおける企業経営の経験を当社の経営に活かしていただきたいためであります。 〈独立役員に指定した理由〉同氏は、大手企業のトップを務めた経験に基づいて、当社の経営判断にその高い見識を示し、当社のコーポレート・ガバナンスの質を向上させることにあります。また取締役会においては、常に一般株主の利益を意識した観点から質問し意見を述べております。以上の理由により独立役員に指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役4名は、監査役会において経営環境の変化に対応し毎年監査重点項目の再点検を行なったうえで、監査役監査基準に基づく監査方針及び監査計画を立案し、それら方針・計画を実行するとともに、会計監査人から当事業年度に係る監査計画の概要の説明を受け、監査実施上の基
本方針等について情報交換しております。
また、会計監査人から提出された監査講評の中の留意事項については、必要に応じて、より詳しい説明を求め、内部監査部門である監査室に実態の調査を促す等の活動を行っております。
監査室は、監査室長を含む7名が年間の監査計画に従い、当社の業務全般について適正かつ効率的に遂行されているか否か内部監査するとともに、監査室長が監査役を補助する役割をもって監査役と定期的な意見交換を行ない、会計監査人からの指摘事項についても別途内部監査を実行しております。
そうしたプロセスを経て、内部監査の結果・経緯等を適時報告したうえで、あらためて監査役にも監査室の内部監査方針、計画について意見を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田 景俊	他の会社の出身者													
荒井 俊行	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 景俊	○	―――	〈選任理由〉 一般株主の利益を意識した見解を示してもらうとともに、同氏が税理士として財務・税務・会計に精通していることから、会計監査人が実施する監査の状況及び結果の相当性並びに財務報告にかかる内部統制システムに重点を置いた監査を行ってもらうためです。 〈独立役員に指定した理由〉 同氏は、当社との特別な関係はなく、また取締役会及び監査役会においては常に一般株主の利益を意識した観点から意見を述べております。以上の理由により、同氏を独立役員に指定しております。
荒井 俊行	○	―――	〈選任理由〉 同氏は社外監査役として平成25年６月27日に就任しましたが、弁護士として内外の法律に精通していることから、特にコンプライアンスに重点を置いた監査を行っております。 〈独立役員に指定した理由〉 同氏は、当社との特別な関係はなく、また取締役会及び監査役会においては常に法的根拠に基づいて一般株主の利益を意識した意見を述べております。以上の理由により、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
その結果、当社の社外役員は全て独立役員です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成28年６月24日開催の第64回定時株主総会において、取締役（社外取締役および海外居住者を除く）に対し、業績連動型株式報酬制度の導入についてご承認をいただいております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書におきまして、全取締役の報酬の総額及び1億円以上の報酬を授与した者を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、各本部ならびに監査室から、取締役会はじめ重要な会議の内容に関連する資料を提供するなど、当社の現状ならびに課題を正確に把握できるよう説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、経営上の意思決定の機動性と効率性を確保するとともに、中立的・客観的な監督・監査機能を担保するために、次の体制をとっております。

（1）取締役会の構成と執行役員制度の採用

当社では、社内固有の発想・考え方とは異なる観点・視点も経営に反映・活用させるために、取締役会の構成メンバー6名のうち2名は社外取締役としております。
さらに、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に意識し実効性のあるものにするために執行役員制度を採用するとともに、取締役を兼務しない執行役員14名のうち1名は女性であります。

（2）各種委員会の設置

当社では、取締役会の下にリスクマネジメント委員会、内部統制推進委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置し、執行役員による業務執行が適正に執行されているかどうか検証するとともに効率的な業務執行を図っております。

（3）監査役監査、内部監査、会計監査の状況

当社は、会社法に基づいて、取締役会による業務執行状況の監督、監査役および監査役会による監査を中心とする経営監視体制をとっております。
監査役による監査体制を担う監査役4名（社内監査役2名、社外監査役2名）のうち社内監査役の1名は経理部門の長の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、もう1名の社内監査役は営業担当の役員経験が長いことから、当社のビジネスが急速にグローバル化する中で起こりうる内部統制上の問題点について相当程度の知見を有しております。なお、常勤監査役である社内監査役は、取締役会、経営会議に出席するだけでなく、「リスクマネジメント委員会」、財務報告に係る「内部統制推進委員会」、「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」にも出席して意見を述べております。
また、社外監査役2名は税理士と弁護士であり、それぞれ財務・税務・会計、法務等に関する専門的知見に基づいた監査を行っています。
なお、監査役会は監査役監査基準に基づいて、監査方針および監査計画を立案・実施しておりますが、経営環境の変化に対応し毎年監査重点項目の再点検を行っております。
内部監査については、内部監査の専担部門として監査室を設置しており、監査室長を含む7名が年間の監査計画に従い、当社の業務全般について適正かつ効率的に遂行されているか否か監査しております。
会計監査人については、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び会計監査を受けております。
2015年度において当社の会計監査業務を行った公認会計士は山本健太郎氏、森部裕次氏の2名であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他28名であります。
これら監査役、監査室の室員および会計監査人は、定期的または必要に応じて情報交換するなど緊密な連携をとりつつ監査を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、金融・財政・為替ならびに国際情勢に関する該博な知識・経験を有する社外取締役が取締役会の中にあって独立した公正な立場から経営方針・業務執行を監督するとともに、会計・税務、法務等に関する専門的な知識・経験をもつ社外監査役2名と社内事情に通じた社内監査役である2名の常勤監査役が会計監査人および監査室と連携して監査を実施しております。
以上、こうした監督・監査によって業務の適正は担保されると考え、現在の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日（6／9）より3営業日前（6／6）に、発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避して総会日時を決定しております。 2016年は6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第64回定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第64回定時株主総会より議決権行使プラットフォーム（株式会社ICJ）に参加し、その利用を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	第64回定時株主総会より、招集通知の一部（議案）の英訳版を作成し、東京証券取引所、ICJ、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会において報告事項のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、英文アニュアルレポートなどを掲載し、希望者にはIRニュースのメール配信を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	
その他	〈利益配分にかかる基本方針〉 当社は、平成20年度より、通年ベースで連結当期純利益の3分の1を目処として配当額を決定しております。当社グループでは、グローバル化の進展により海外子会社の連結純利益における寄与割合が高まっており、当社単体の当期純利益ではなく連結当期純利益に基づいて配当性向を設定した方が株主還元に資するからであります。 当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。 これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。 〈投資単位の引下げ〉 2004年8月より当社株式の投資単位を1,000株から100株へ引き下げております。 〈株主優待制度〉 平成25年に株主優待制度を導入し、3月31日現在、1,000株以上所有の皆様に東北地方の産品（平成28年は稲庭うどん）を5月下旬に送付しております。 また、平成28年に新たな株主優待制度を追加し、3月31日現在、1,000株以上所有かつ3年以上継続して所有の皆様にクオカード（500円分）を6月下旬に送付しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの	「ニフコグループ企業行動憲章」および「ニフコグループ全員の信条」において規定。

立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成13年に「ニフコ環境方針」を制定し、平成16年より毎年「環境報告書」を発行。
その他	当社では、「ダイバーシティ推進室」を設置し、ワークライフバランスに配慮しつつ、特に女性のキャリアアップとキャリアサポートの推進に努めております。なお、ダイバーシティ推進室設置前の女性管理職（含む執行役員）は2名にすぎませんでしたが、現在では19名に増加しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

(1)当社グループの取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、ニフコグループ企業行動憲章の下、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス委員会を中心に、法令等の遵守は当然のこととして、取締役と使用人が高い倫理観をもって職務を執行する社内体制を構築する。
なお、反社会的勢力によるアプローチ等がなされた場合には、コンプライアンス委員会の監督の下、不当要求等には断じて応じることなく、反社会的勢力を遮断排除する。

(2)当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程をふまえて、取締役の職務執行に係る意思決定過程及び職務執行の具体的状況等をいつでもレビューできるよう当該情報の保存・管理体制を万全にする。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント基本規程に基づくリスクマネジメント委員会を中心に、当社グループの主要なリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの事前予防策を検討・実施するとともに、万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化する事後対応体制を構築する。
また、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ体制については情報セキュリティ委員会を中心に進める。

(4)当社グループの取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、取締役会の他、毎週開催される経営会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行する。
また、取締役は、必要に応じ担当執行役員、担当部門長を経営会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図る。
こうしたコミュニケーションを通じて、取締役による意思決定や方針・指示を当社グループの隅々まで伝達し、執行役員はじめ幹部社員による職務執行も一体的・効率的に行われる体制を構築する。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

国内外の関連会社権限規程に基づき、企業集団に属する子会社の状況を正確に把握して適正に管理する。
また、毎月、業績に関する計数の報告だけでなく、顧客、製品等に関する定性的な報告を受ける。さらに、必要に応じて、当社取締役はじめ幹部社員が海外を含む子会社に出向き、問題点の把握・解決に努める。
なお、財務報告の適正性を確保するため、内部監査部門(監査室)は、評価計画を策定し、適切に評価、モニタリングを行う。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役がスタッフを求めた場合、監査役の要請を最大限尊重して、業務執行との調整を行う。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号のスタッフとして指名された使用人の人事異動及び人事評価については監査役へ報告し、監査役の意見も尊重する。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたものが不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が、重要事項については監査役に報告すべき義務があることを周知徹底する。また、ニフコグループ内部通報規程に基づき、社内外通報窓口を設置しコンプライアンス違反の事例がないか広く情報収集する。
内部通報窓口が受領した通報内容については、当該窓口から監査役に報告される体制とする。併せて内部通報者が通報したことを理由に不利益処分または不当な扱いを受けないことを確約する。
また、監査役は、取締役会だけでなく経営会議等の執行部門の会議にも出席し、取締役及び幹部社員の職務執行状況の報告を受ける。なお、常勤監査役は、決裁前の稟議書をすべて閲覧し、当該稟議書の内容に関して担当の取締役または使用人に対し質問し報告を受ける体制をとる。

(9)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に生ずる費用等は適正且つ速やかに処理されることとする。

(10)監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長をはじめとする取締役は監査役と定期的な意見交換を行い、監査役は内部監査部門と定期的な協議を行う。さらに、監査役及び内部監査部門は会計監査人と協議・検討を行い、また必要に応じ国内外の子会社の監査部門と協議・意見交換を行う。

2．整備状況

上記(1)取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、コンプライアンス委員会を平成27年度に計3回開催しております。

上記（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスクマネジメント委員会を平成27年度に計4回、情報セキュリティ委員会を平成27年度に計3回開催しております。
上記（5）企業集団における業務の適正を確保するための体制については、
（a）当社の監査役、監査室は、グループ各社も対象に含めて監査を実施しております。
（b）「子会社・関連会社運営権限規程」を国内・海外に分けて設定し、グループ各社の規模や業務形態に合わせた適切な管理および権限委譲を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」1.（1）なお書きに記載のとおり、反社会的勢力によるアプローチ等がなされた場合には、コンプライアンス委員会の監督の下、不当要求等には断じて応じることなく、反社会的勢力を遮断排除します。
また、当社の取引先に対しても反社会的勢力との関係遮断排除を厳守させるため、その旨の覚書を締結しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する方針
当社は、東京証券取引所制定の「適時開示規則」または金融商品取引法などの諸法令に基づいて開示を要する情報のみならず、投資家にとって有用であると当社が判断した情報については、適時開示すべき情報として適切に開示いたします。

2. 適時開示のための社内体制
当社は、開示の対象となり得る重要情報を次のとおり取り扱っております。
(1)各部門の長は、企画・起案する事項あるいは発生した事実が重要情報に該当する可能性があると判断したときは、速やかに「情報取扱責任者」(取締役会において任命された者)に当該情報を報告する義務を負っており、その報告義務を遵守・履行しております。
また、各部門の担当者も重要情報を各部門の長に報告する義務があります。
(2)上記(1)の報告を受けた「情報取扱責任者」は、当該情報の内容・性質に応じて、総務部長ほか関係部門の長と協議のうえ、適時開示すべき情報であると判断したときは下記のとおり対応しております。
1 当該情報が決定事実または決算情報に属するとき
取締役会における承認決議・報告あるいは緊急を要するときは代表取締役社長の承認等を経て、遅滞なく適時開示する。
2 当該情報が発生事実に属するとき
事実の発生後、代表取締役社長または緊急対策本部長に報告のうえ、遅滞なく適時開示する。

以上

